

十二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）

改正案	現行
（業務の範囲） 第五十四条（略） 2 （略） 3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。 一 四 （略） 五 証券業者（証券仲介業者（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。第七十二条第一項第二号の二において同じ。）を除く。） 4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。 一 （略） 二 有価証券（第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもってするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに	（業務の範囲） 第五十四条（略） 2 （略） 3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。 一 四 （略） 五 証券業者 4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。 一 （略） 二 有価証券（第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもってするものに限る。）

限る。)

三十九 (略)

5 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の二に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

一の二 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十四項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

二四の二 (略)

五 金融先物取引等 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二十一条に規定する金融先物取引等をいう。

六 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

7
12 (略)

三十九 (略)

5 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の二に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

一の二 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第十八項から第二十一項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

二四の二 (略)

五 金融先物取引等 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第九条に規定する金融先物取引等をいう。

六 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

7
12 (略)

(農林中央金庫の子会社の範囲等) 第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社（以下「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一・二 (略) 二の二 証券仲介業者のうち、証券仲介業（証券取引法第二条第十一項に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項第二号において「証券仲介専門会社」という。） 三〇七 (略) 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 (略) 二 証券子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社 イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社 ロ (略) ハ その他の会社であつて、農林中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの 三・四 (略) 三〇十 (略)	(農林中央金庫の子会社の範囲等) 第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社（以下「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一・二 (略) (新設) 三〇七 (略) 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 (略) 二 証券子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社 イ 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社 ロ (略) ハ その他の会社であつて、農林中央金庫の子会社である証券専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの 三・四 (略) 三〇十 (略)
---	---